

一般社団法人 軽貨物ロジスティクス協会加入申込書

第1条（目的）

本協会は、会員の相互扶助の精神に基づき、会員のために必要な共同事業を行い、もって会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

第2条（名称）

本協会は、一般社団法人 軽貨物ロジスティクス協会と称する。

第3条（地区）

本協会の地区は、日本全国の区域とする。

第4条（事業）

本協会は以下の次の事業を行う。

- 1, 協会の取り扱う営業用消耗品等の共同購入
- 2, 協会のためにする貨物軽自動車運送事業の共同受注
- 3, 協会のためにする協同宣伝
- 4, 協会の事業に関する経営及び技術の改善向上又は協会事業に関する知識の普及を図るための教育及びセミナーの提供
- 5, 協会の福利厚生に関する事業
- 6, 前各号の事業に附帯する事業

第5条（加入資格）

本協会の協会員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とし、本協会の加入の承認を受けることを要する。

- 1, 貨物自動車運送事業法の規定に基づく届出を行い、貨物軽自動車運送事業又は貨物自動車運送事業により許可を受け、軽貨物自動車運送事業を行う事業者であること。
- 2, 本協会の地区内に事業所を有すること。
- 3, 公的納税滞納事業者でないこと。
- 4, 本協会員であって、且つ理事1名を含む2社以上の推薦人のある事業者であること。

第6条（会費）

加入の承認を受けた新規加入者は協会加入日より月会費月額10,000円を負担する。

第7条（企業情報の取扱い）

加入が承認された場合は、本申込書に記載された内容は協会員情報として登録し、以下のことに使用されることを了承する。

- ・協会員名簿への掲載（当協会が管理するホームページサイトへの掲載を含む）
- ・協会報及び会員宛配送物の送付
- ・研修会、出版物等の案内の送付・送信
- ・協会員であることの照会に対する回答
- ・その他、当協会の業務の運行にあたり協会員情報の使用が必要な場合

第8条（個人情報）

1. 本協会の事業目的のために加入申込者及び関係者の個人情報を取得する場合があります。

取得する個人情報：氏名、自宅住所、連絡先(電話番号)、E-MAILアドレス、勤務先等

2. 個人情報の利用目的について

加入申込者の個人情報は、本協会の事業及び業務案内の送付及びこれらに付随する業務のために利用させていただき、それ以外の目的には利用しません。

3. 個人情報の第三者提供について

お預かりした個人情報は、本協会の事業や発送業務のために第三者へ提供する場合があります。この提供先以外には法令に基づく場合を除き、第三者に提供・委託することはありません。

4. 個人情報の開示等について

個人情報等の開示、変更、削除の求めがあった場合には、ご本人であることをご確認させていただ

いたうえで、速やかに対応いたします。

第9条（反社条項） 加入申込者は、次の各号に規定する人物または団体との関係乃至関与の事実がないことを表明し保証する。この誓約に反していると判断される場合には、除名処分となる。

1. 集团的または常習的に暴力的行為等を行い、または行うことを助長するおそれのある団体に属している者（総会屋、会社ゴロ等を含む。）
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含む。）第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団であった団体、暴力団員若しくはこれらの関連者
3. 暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人

第10条（競争法コンプライアンス）

本協会の事業活動では次の活動を禁止する。

1. 価格制限行為（商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限）
2. 数量制限行為（商品又は役務の数量の制限）
3. 顧客、販路などの制限行為（取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等）
4. 設備又は技術の制限行為（設備の新増設の制限、技術の開発又は利用の制限）
5. 参入制限行為等（新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、又は既存の事業者を排除する事）
6. 不公正な取引方法（共同の取引拒絶、その他の取引拒絶、取引条件等の差別的取扱い、事業者団体における差別的取扱い、排他条件付き取引、再販売価格の拘束、拘束条件付き取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害）
7. 不当廉価販売等、その他、競争法に抵触するおそれのある行為

第11条（協会員名簿記載事項の変更）

協会加入時に登録された事項以外の事項に変更が生じた場合、協会員は2週間以内に本協会に届出なければならない。

第12条（除名処分）

会費が2ヶ月の間未納の場合は会則に掲げる除名事由に該当する。

第13条（本協会の名刺）

本協会の名刺は協会が指定する様式に限り使用することができる。但し、各協会員の個別の事業を表す名刺に本協会の協会員たる旨を表示することについては差し支えない。

貴協会の本申込書記載事項を了承し、その趣旨に賛同し以下の通り貴協会への加入を致したく申し込み致します

記入日 年 月 日

(加入者) 住 所

商 号

代 表 者

